

平成26年度当初予算 予算要求シート

整理番号	38 - 023	マスタープラン 3つの挑戦	子育て	マスタープラン 施策番号	3 - 1	局・課名	教育委員会事務局・学務課
区分	新規・拡充						
(単位 千円)							

事業名	中学校教育振興事業		平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度要求額
関連事業	小学校教育振興事業	事業費	265,934	293,241	361,573
		事業期間	H ～ H	全体事業費	
事業目的	今年度要求のポイント 認定基準額の改正及び支給単価を旧補助単価へ改正することにより、保護者負担の軽減を図る。				
学校教育法に、保護者は子に9年の普通教育を受けさせる義務を負うこと及び経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならないことが規定されている。 本事業はそうした保護者に対して、就学に必要な費用を援助することにより、教育の機会を保障している。					
事業内容	主な要求内容 (単位：千円)				
＜就学援助費＞ 4月から2月末の間に区役所又は在籍する中学校を通じて申請した保護者について、前年所得が認定基準額を下回る場合、年3回に分けて学用品費等を支給する。 ＜支援学級等就学奨励費＞ 支援学級に在籍するか、他校通級している生徒の保護者の申請に基づき、収入額が需要額の2.5倍未満の保護者に学用品費等を支給。 なお、2.5倍以上であっても通学に公共交通機関を利用している場合には、通学費を支給。(交流活動交通費は3.5倍未満の場合に支給) ＜中学校夜間学級就学援助費＞ 堺市在住で府内の中学校夜間学級に通学する生徒を対象として、経済的な理由で就学困難な者に学用品費等を支給。 ただし、全出席日数の1/2以上出席した者に限る。	項目	25年度予算	26年度要求額	内容・積算等	
	就学援助費	283,997	349,633	学用品費等 6,090人	
	支援学級就学奨励費	3,524	6,200	学用品費等 236人	
	中学校夜間学級就学援助費	5,720	5,740	学用品費等 80人	
その他					
合計		293,241	361,573		
スケジュール（経過及び今後展開）				その他 特記事項	
【経過(～25年度)】 昭和49年度から実施		【26年度】 継続		【今後(27年度～)】 継続	